

役員等に対する報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 弘仁会

社会福祉法人弘仁会役員等に対する報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人弘仁会役員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給に関する必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、定款第8条（評議員の報酬等）及び定款第21条（役員の報酬等）の規定に沿って支給する。

2 報酬の額は、日額6,000円とし、各年度の総額が168,000円を超えない範囲で支給する。

(職員である者の特例)

第3条 役員等であつ社会福祉法人弘仁会職員である者に対しては、役員等としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が役員会等や研修会等業務を行う為に旅行した時は、役員等の費用弁償は、次のとおりとする。

(1) 日当として、日額6,000円を支給する。

(2) 旅費として、車賃及び宿泊費（宿泊を要する旅行の場合に限る。）を支給し、旅行諸費については、前号の額を日当として支給する。なお、旅行諸費以外の支給額については、弘仁会旅費規程を適用する。

(旅行命令)

第5条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月25日から施行する。